

J A M 政策NEWS

2014年7月16日 第2014-35号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

8月1日から

雇用保険・基本手当日額変更

～雇用保険の各種給付金・助成金上限額も変更～

8月1日から、雇用保険の基本手当日額が変更されます。雇用保険の基本手当日額は雇用保険法第18条の規定により、年度の平均給与額が上下した場合は、その比率に応じてその翌年度の8月1日以降の金額が変更されます。今回の変更は、平成25年度の平均給与額（「毎月勤労統

計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額）が平成24年度と比べて約0.2%低下したことに伴うものです。

これにより、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付、雇用調整助成金の上限額等も変更になりました。

【賃金日額・基本手当日額】

8月2日以降の失業認定分から下記の通り変更

離職時の年齢	賃金日額の上限額（円）		基本手当日額の上限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後
29歳以下	12,810	12,780	6,405	6,390 (▲15)
30～44歳	14,230	14,200	7,115	7,100 (▲15)
45～59歳	15,660	15,610	7,830	7,805 (▲25)
60～64歳	14,940	14,910	6,723	6,709 (▲14)
	賃金日額の下限額（円）		基本手当日額の下限額（円）	
全年齢	2,310	2,300	1,848	1,840 (▲8)

【高年齢雇用継続給付】 8月分の給付金から変更

①支給限度額：341,542円 → **340,761円 (▲781円)**

②最低限度額：1,848円 → **1,840円 (▲8円)**

③60歳到達時の賃金月額：

上限額：448,200円 → **447,300円 (▲900円)**

下限額：69,300円 → **69,000円 (▲300円)**

【育児休業給付】 8月分の給付金から変更

上限額（支給率67%）：286,023円 → **285,420円 (▲603円)**

上限額（支給率50%）：213,450円 → **213,000円 (▲450円)**

【介護休業給付】 8月分の給付金から変更

上限額：170,760円 → **170,400円 (▲360円)**

【雇用調整助成金・1日あたりの金額】 賃金締切期間の初日が8月1日以降の分から変更

上限額：7,830円 → **7,805円 (▲25円)**